

# 英国EU離脱は歴史の必然

## 歴史で読み解く世界の金融市場(1)



一橋大学大学院 経営管理研究科 特任教授 **藤田 勉**

### 1. 賢者は歴史に学ぶ

米国トランプ大統領の対外強硬政策、英国の欧州連合（EU）離脱、中東諸国の対立など地政学リスクの高まりとともに、世界の株式相場は大きく揺れている。これらのリスク要因は、地政学要因だけではなく、歴史、宗教、社会、軍事など様々な要因が関連しているため理解しづらい。

#### 〈目次〉

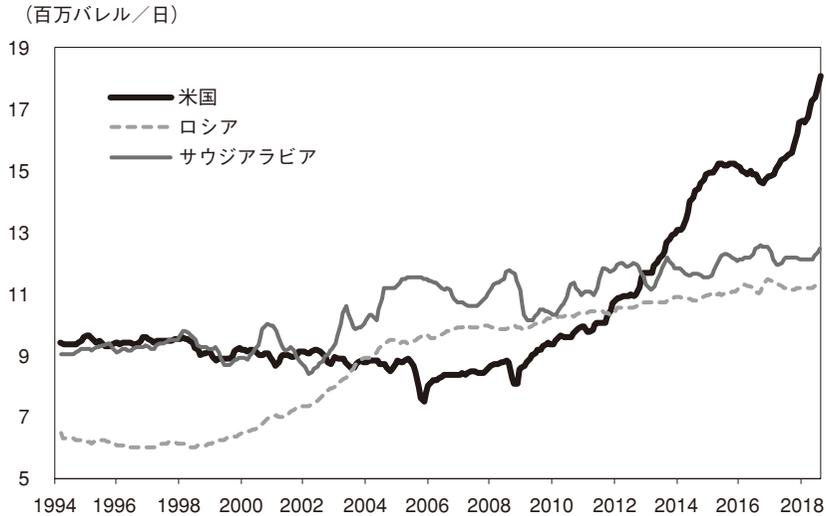
1. 賢者は歴史に学ぶ
2. 世界的な反グローバリズム台頭
3. 英国のEU加盟の歴史
4. 英国EU離脱の理由
5. 英国のEU離脱の障害
6. 世界の金融業はユダヤ人が発達させた
7. ロンドンは国際金融センターであり続ける

現代で起きている事象を理解するのに、歴史的経緯の分析は欠かせない。ほとんどの事象は、過去の積み重ねがあり、その結果現在がある。多くの法制度は、歴史的な経緯に大きな影響を受けており、必ずしも合理性を追求した結果として現在の形があるわけではない。これを経路依存性と呼ぶ<sup>(注1)</sup>。

たとえば、会計制度では、米国以外の世界のほとんどの国が国際財務報告基準（IFRS）を採用している。2019年1月現在、日本では183社の上場企業がIFRSを採用している。IFRSの発祥は、ロンドンのユダヤ金融資本が使っていた会計制度である。つまり、世界のグローバル企業の多くは、ユダヤ人のつくった会計制度を採用し、かつ普及させているのである。当然、これには歴史的な背景がある（詳細は後述）。

「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」、「歴史が証明する」、「歴史は繰り返す」など、歴史に関連する教訓は数多い。そこで、今回

(図表1) 米国、ロシア、サウジのオイル生産量の推移



(注) 3ヵ月移動平均。

(出所) EIA

から連載で、世界で起こる金融市場に関わる事象を、歴史を振り返りながら分析し、将来を展望する。第1回は、英国のEU離脱を取り上げる。論点は、①なぜ、英国はEUを離脱するのか、②英国離脱は金融市場にどのような影響を生むのか、③ロンドンが国際金融センターの地位を保てるか、である。

## ■ 2. 世界的な反グローバリズム台頭

歴史的な視点から見ると、現在、世界はグローバリズムからナショナリズムに回帰している。米国ドナルド・トランプ大統領が掲げる「米国第一主義」は批判を受けることがあるが、それを選んだのは米国民である。2016

年大統領選挙の選挙人数では、共和党トランプ候補は304人を獲得し、民主党候補ヒラリー・クリントン(227人)に圧勝した。つまり、反グローバリズムは米国民の意思でもある。

さらに、米国のみならず、英国のEU離脱、ドイツのメルケル首相退任表明、フランスの混乱など、世界は反グローバリズムに向かっている。これらは、いずれも偶然の産物ではなく、国民の意志であり、かつ歴史の必然である。

欧州では、1648年のウェストファリア条約で国家主権が確立され、18世紀の産業革命や資本主義の成立を経て、植民地獲得を目指す帝国主義が生まれた。米国は、1823年のモンロー宣言以降、欧州諸国から距離を置く孤立主義を選択した。米国は1918年に設立された

(図表 2) 世界の富豪上位10名 (2018年)

名前	企業	国	年齢	純資産 (兆円)
1 ジェフ・ベゾス	アマゾンCEO	米国	54	12.3
2 ビル・ゲイツ	マイクロソフト創業者・取締役	米国	63	9.9
3 ウォーレン・バフェット	バークシャー・ハサウェイCEO	米国	88	9.2
4 ベルナール・アルノー	LVMH モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン会長・CEO	フランス	69	7.9
5 マーク・ザッカーバーグ	フェイスブックCEO	米国	34	7.8
6 アマンシオ・オルテガ	インディテックス創業者	スペイン	82	7.7
7 カルロス・スリム・エル	アメリカ・モービル会長	メキシコ	78	7.4
8 チャールズ・コーク	コーク・インダストリーズCEO	米国	83	6.6
9 デビッド・コーク	コーク・インダストリーズ副社長	米国	78	6.6
10 ラリー・エリソン	オラクル創業者	米国	74	5.2

(注) 純資産は1ドル110円で換算。

(出所) Forbes

国際連盟に加盟せず、1930年代の大恐慌では欧米列強はブロック経済圏をつくった。このように、戦前は孤立主義、帝国主義が主流であり、欧米列強が自国の利益を優先し、国際協調を軽視するナショナリズム全盛時代であった。

これが、戦後の米ソ冷戦によって大きく変化した。ベルリン危機、キューバ危機など世界は核戦争の危機にさらされ、国際協調を迫られた。米国が外交戦略を孤立主義から国際協調主義に大転換し、それを契機に世界的にグローバリズムが台頭した。経済的にも、ブレトンウッズ体制によって国際協調が進んだ。戦前、国際連盟に加盟せず孤立主義を貫いた米国だったが、戦後、一転して、国際連合、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行の本部を誘致した。さらに、ソ連を中心とする東側に対抗するために、米国は西欧諸国や日本などと強固な軍事同盟関係を構築した。

さらに、戦後、油田開発が進んだ中東の重要性が高まった。中東では数多くの戦争、テロが発生し、これらは石油危機などを招き、世界経済を混乱させた。これらに対応するため、世界の主要国は協調することを求められた。たとえば、先進国首脳会議 (G7) が発足したのは、1973年の第一次石油危機後の世界経済の混乱に対応するためであった。また、湾岸戦争、イラク戦争などにおいて多国籍軍が編成された。

これらを転換させたのが1990年冷戦終結である。1991年にソ連が崩壊し、核戦争の脅威はほぼ消えた。ソ連が核ミサイルを撃ち込んでくるかわからない状況であれば、英国がEUから離脱することはあるまい。しかし、現在、ロシアが英国に向けてミサイルを発射する可能性はゼロに近いので、安心して英国は離脱できる。

その後、シェール革命により米国が世界最

---

大の産油国になり、中東の重要性が低下した。さらに、フセイン（イラク）、カダフィ（リビア）、ビンラディン（サウジアラビア）らが殺害され、テロの脅威が減った。こうして、核の脅威が消え、中東紛争のリスクが大きく低下したため、世界各国が結束する必要性が低下した。その結果、米国はそのDNAである孤立主義に回帰した。

さらに、貧富の格差拡大が反グローバリズムを生んでいる。1990年以降、①情報通信（IT）革命、②冷戦終結による平和の配当（防衛費削減）、③中国を中心とする新興国の成長などにより、世界の株式市場は大きく上昇している。さらに、住宅など不動産価格も大きく上昇した。資産価格上昇は持てる者と持たざる者の格差を拡大した。その結果、世界の人口の上位1%が全家計資産の47%を保有している（上位10%が85%）<sup>（注2）</sup>。

貧富の格差拡大は、低賃金の移民や難民の受け入れに寛容な政治家に対して、大きな政治的圧力を生んでいる。英国がEUに加盟していると東欧の低賃金労働者が自由に流入するので、それを防ぐにはEUを離脱する他はない。ドイツやフランスでは反移民政策を掲げる右派が台頭し、政権の基盤は弱体化した。これが、ドイツのメルケル首相退任表明やフランスのマクロン大統領の支持率急低下につながっている。こうして、グローバリズムを主張する政治家は厳しい政治的圧力を受けるようになっている。

これらの結果、世界各国は自国利益を犠牲

にしてまで、国際協調を優先する必要がなくなった。また、国民がグローバリズム主義者をリーダーとして選出しなくなった。そして、欧米諸国は国際主義から自国優先主義に転換しようとしている。世界的な反グローバリズムの流れは構造的であり、今後も、こうした動きが加速することはあっても、反転することはない。

### ■ 3. 英国のEU加盟の歴史

英国のEU離脱の期限を2019年3月に控えて、混乱が続いている。英国離脱には、歴史と宗教が深く関連しており、その背景は複雑である。

EUのDNAは独仏不戦条約である。欧州の大戦は、17世紀の三〇年戦争以降、七年戦争、ナポレオン戦争、普仏戦争、二度の世界大戦と、すべてドイツとフランスの戦争が起因している。そこで、1952年に、西ドイツ、フランス他計6カ国が、欧州石炭鉄鋼共同体を設立した。経済同盟を強化することで、不戦同盟を確固たるものにする戦略だった。これが、1957年に欧州経済共同体（EEC、1958年に発足）、1967年に、欧州共同体（EC）となった。

1963年、1967年と、英国はEECに加盟を2度申請したが、フランスのドゴール大統領がこれを拒否した。ようやく、英国がECに加盟したのは、ドゴール大統領退任後の1973年のことである。ところが、加盟直後の1975

(図表 3) EU加盟国の1人当たりGDP上位・下位10カ国 (2017年)

上位10	2017年 (ドル)	GDP構成比	人口 (百万人)	下位10	2017年 (ドル)	GDP構成比	人口 (百万人)
1 ルクセンブルク	105,863	0.4%	0.6	ブルガリア	8,077	0.3%	7.1
2 アイルランド	68,711	1.9%	4.8	ルーマニア	10,786	1.2%	19.6
3 デンマーク	56,631	1.9%	5.7	クロアチア	13,271	0.3%	4.1
4 スウェーデン	52,925	3.1%	10.1	ポーランド	13,821	3.0%	38.0
5 オランダ	48,555	4.8%	17.1	ハンガリー	14,209	0.8%	9.8
6 オーストリア	47,347	2.4%	8.8	ラトビア	15,550	0.2%	2.0
7 フィンランド	45,927	1.5%	5.5	リトアニア	16,731	0.3%	2.8
8 ドイツ	44,769	21.4%	82.7	スロバキア	17,655	0.6%	5.4
9 ベルギー	43,488	2.8%	11.4	ギリシャ	18,637	1.2%	10.8
10 フランス	39,933	14.9%	64.8	エストニア	19,735	0.1%	1.3

(出所) IMF

年に、第1回の英国離脱の国民投票が実施された。これは否決され、英国はECに残留した。米ソ冷戦によって核戦争の脅威がある中で、西側陣営が結束することは英国の国益でもあった。

1993年にEUが発足した。ただし、英国は、EUの多くの制度を取り入れていない。たとえば、英国は、共通通貨ユーロ、人の往来を自由にするシェンゲン協定、EU市民の基本的権利を定めた基本権憲章など、数々の適用除外を行っている。

英国と大陸欧州は、政治や経済体制が大きく異なる。アングロ・サクソンである英国は、ウィンブルドン現象に代表されるようにオープンであり、経済における政府の関与を最小限にとどめる伝統がある。それに対し、大陸欧州は、手厚い福祉の北欧に代表されるように、経済における政府の関与が大きい傾向にある。

法制度も大きく違う。大陸欧州の法制度を

国王が市民を支配するシビルロー(市民の法)と呼ぶ。一方で、英国の法律はコモンロー(共通の法律)と呼ばれる。英国では、早い時期に、国王の権限を制限し、議会の役割を強化する民主的な制度が確立した。ビジネス法制も、自由度が高く、柔軟である。このように、英国はEUでは異質なのである。

#### ■ 4. 英国EU離脱の理由

1993年のEU誕生以降は、英国は大陸欧州市場に直接アクセスできる恩恵を得てきたため、離脱の動きはなかった。この時点で、EU加盟国は西側の12カ国であり、各国の経済格差は比較的小さかった。

EU加盟の恩恵として、単一市場としての人、物、サービス、資本の移動自由がある。金融立国である英国にとって、EU加盟の経済上の最大の恩恵は、シングルパスポート・ルールである。これは、EUいずれかの国で

免許・認可を持つ金融機関は、EU全加盟国で支店設立や金融商品の提供が可能となる。

しかし、2004年以降、EUが東欧諸国を加盟させると、加盟国間の経済格差が極端に拡大した。ドイツやフランスは、過去の戦争でロシアと戦った経験がある。独仏は東欧諸国をEUに加盟させることによって、自国の安全保障体制を強化することとした。

東欧諸国の経済水準は、西側諸国と比べて著しく低い。EUは、労働の移動の自由を認めているため、東欧諸国から賃金の低い移民が増加し、西側諸国の労働者が失業するおそれがある。しかし、独仏は、自国の安全保障体制強化を優先した。

一方、英国は、地理的に、ロシアの直接的な脅威は小さい。ナポレオン戦争、2度の大戦でロシアと同盟関係にあった歴史を持つ。このため、メリットは小さく、デメリットは大きい。たとえば、ブルガリア（1人当たりGDP8,077ドル、2017年）の労働者が、英国（同39,800ドル）で仕事を得ることは可能である。そして、失業したら、ブルガリアの給料よりも高い失業手当をもらえる可能性がある。そのため、貧しい国から英国のような福祉の充実した国に、移民が増える。これを福祉のアービトラージと呼ぶ。

2016年の国民投票によって、英国のEU離脱が決定し、2017年にEUに通告した。交渉期間は2年間であり、その時点（2019年3月29日）で離脱条件が定まらなければ、英国はEUから自動的に離脱し、関税同盟を含む英

国とのEUの取り決めが失効する。EU加盟国は共通通商政策に関する交渉権限を持たないため（EU運営条約3条）、英国は事前に関税などについて交渉することはできない。

ただし、欧州理事会の同意を得て、交渉期限を無期限に延長することは可能である（EU条約50条3項）。さらに、欧州司法裁判所は英国の離脱撤回は可能であるとの決定を下した（注3）。

英国とEUは、離脱条件を合意した。英国がEUに支払う清算金は390億ポンド（5.5兆円）が見込まれている。離脱後も、在EU英国国民と在英EU市民双方の権利水準は維持される。移行期間中に、アイルランドと北アイルランドのハードボーダー（厳格な国境管理）を回避する措置が導入されなければ、バックストップが発動される。バックストップとは実質的な関税同盟で、EUと英国全土を単一の関税区域に置くものである。そして、北アイルランドでは、工業製品、環境、農産品などに関してEU規制が適用される。なお、英国議会が同意しなければ、合意なし離脱の可能性はある。

## ■ 5. 英国のEU離脱の障害

常識的には、英国とEUの合意は合理的に見える。しかし、英国の北アイルランドとEU加盟国のアイルランドの国境問題は、容易に解決できない障害である。

英国の正式名称は、グレートブリテン及び

---

北部アイルランド連合王国である。英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの地方政府（Nation）から構成される連合国家（State）である。北アイルランドは、アイルランド島の面積の16%を占め、残りはアイルランド共和国に属する。

16世紀以降、カトリック信者の多いアイルランドはプロテスタント（英国教会）のイングランドの実効支配を受けてきた。1922年に、カトリックが約80%を占める南部地域は、アイルランド自由国として事実上独立した（1949年にアイルランド共和国成立）。

北アイルランドは、プロテスタントとカトリックが拮抗しており、英国にとどまった。1960年代以降、南北統一を目指すアイルランド共和軍（IRA）の武力闘争に発展し、1990年代には爆弾テロが激化した。紛争の犠牲者は3,000人を超えと言われる。

1998年に、現在の安定をもたらしたベルファスト和平合意が成立した。合意事項は、①北アイルランドの自治、自決を目指す、②英国、アイルランドは北アイルランドの領有を主張しない、③住民は両国のパスポートを保有できる、④国境管理を撤廃し共通旅行区域を設定する、などである。これらのうち、自治、自決は機能していないが、②～④は機能しているため、和平は保たれている。

しかし、離脱協定が発効しないまま英国がEUから離脱するとユーロ加盟国のアイルランドとの間に、税関を設ける必要があり、自

由に通行できなくなる。北アイルランドと英国の分断につながる取り決めについては、プロテスタント系住民が反対する。このように、北アイルランド問題を解決する有力な手段はない。

## ■ 6. 世界の金融業はユダヤ人が発達させた

英国離脱の最大の懸案はアイルランド問題であるが、これは抜本的に解決する妙案がない。解決策としては、①英国が離脱を断念する、②英国と同時にアイルランドも離脱する、があるが、いずれも現実的ではない。したがって、英国離脱は世界の金融市場を大きく混乱させる要因として注目する必要がある。よって、次に、英国が離脱した場合の金融市場に対する影響を分析する。

世界の金融業の発達には、宗教と密接に関係がある。旧約聖書は、ユダヤ教とキリスト教の正典である。旧約聖書申命記23章19は、利息を取り立てることを禁じているため、ユダヤ教のみならず、ユダヤ教をルーツとするキリスト教とイスラム教も利息を認めなかった。ただし、旧約聖書申命記23章20は、「外国人（異教徒）から利息を取り立ててもいい」ことを明記している。

ローマ教皇の権力が高まった中世に、貸金業は宗教的に厳しい制限を受けた（注4）。ユダヤ教徒も、ユダヤ教徒に対して、利息を取り立てることは禁止されているが、異教徒で

あるキリスト教徒を相手に貸金業を営むことが可能であった。これが今もなお、ユダヤ系金融資本が大きな影響力を持つ理由である。

そして、15世紀以降のルネサンス、大航海時代の到来によって、国際金融業が急拡大した。当時の金融の中心地は、地中海貿易で栄えたイタリア、スペインであったが、16世紀にはアムステルダムが世界の金融センターとなった。世界の株式会社の起源は、1602年のオランダ東インド会社設立に遡る<sup>(注5)</sup>。

18世紀に入り、英国は産業革命、植民地経営の成功により世界の貿易の中心はロンドンに移った。大陸欧州では、多くの戦乱と金融の混乱に加えて、ユダヤ人に対する迫害や排斥も激化した。そして、19世紀に、ロスチャイルド、シュローダー、ウォーバーグ、クラインオート・ベンソンなどドイツ系ユダヤ系金融資本が本格的にロンドンに進出した。

ロンドンの国際金融センターとしての地位を確立したのが、各国中央銀行が金と自国通貨の交換を保証する金本位制である。英国は、1717年に金本位制を開始した<sup>(注6)</sup>。1816年貨幣法によって、金とポンドの公定交換レートを定め、1ポンドと等価の金貨を発行した<sup>(注7)</sup>。1844年に、銀行券発行額と金準備高を結びつけるピール条例が制定され、金本位制は確固たるものになった<sup>(注8)</sup>。これによって、ポンドを持つことは、事実上、金を保有するに等しいこととなった。

続いて、ドイツが1871年、米国は1873年、フランスは1876年、日本は1897年に、金本位

制を採用した<sup>(注9)</sup>。その結果、ポンドが、世界中の貿易や金融取引などで流通する基軸通貨として使われるようになった。

EU共通の金融法制が整備されたのは21世紀初頭のことである。EUは経済、金融を一体化した法制度の整備を進め、欧州中央銀行の設立(1998年)、ユーロの誕生(1999年)、ユーロ紙幣と硬貨の流通開始(2002年)を実現した。

1999年には、EU共通の法制度の整備を目指し、金融サービス行動計画を策定した。これにより、EUの中で最も先進的な英国の制度をベースにしてEUの金融関連法制、規制体系を構築した<sup>(注10)</sup>。EU加盟国が事実上金融サービス制度を統一した結果、EUの金融センターとしてロンドンの地位が一段と高まった。

## 7. ロンドンが国際金融センターであり続ける

第一次世界大戦後、大英帝国は衰退したものの、21世紀に至るまで、ニューヨークと並んで、ロンドンが世界最大の国際金融センターの地位を維持している。Z/Yenグループが作成する国際金融センター指数(GFCI)の2018年9月のランキングで、ニューヨークに次いで、ロンドンが2位であり、2007年以降、1位及び2位を記録している(東京は6位)<sup>(注11)</sup>。

英国離脱によって、ロンドンの国際金融セ

(図表4) 国際金融センター指数上位10都市 (2018年9月)

	都市	国	レーティング
1	ニューヨーク	米国	788
2	ロンドン	英国	786
3	香港	香港	783
4	シンガポール	シンガポール	769
5	上海	中国	766
6	東京	日本	746
7	シドニー	オーストラリア	734
8	北京	中国	733
9	チューリッヒ	スイス	732
10	フランクフルト	ドイツ	730

(出所) Z/Yenグループ

ンターの地位が低下することは避けられない。ただし、ロンドンは、EU加盟前から国際金融センターであり、EUに加盟したからロンドンが国際金融センターになったのではない。

英国の衰退にも関わらず、ロンドンが世界的な国際金融センターであり続けた理由は以下の通りである。そして、これらは英国がEUを離脱しても持続しうる条件である。

1. 長く国際金融センターであったために、金融のみならず、法律、会計などにおいて英語に堪能な専門家が集結している。
2. EUのみならず、欧州、中東、アフリカ地域における国際金融センターとしての地位を確立した。
3. 1986年金融ビッグバンに代表されるように、英国が金融法制改革や金融市場の開放に積極的だった。

EU加盟国内に、ロンドンを脅かすような国際金融センターは存在しない。欧州の主要

都市などに一部の機能を移転する金融機関はあるだろう。しかし、都市機能と証券市場の規模が小さいフランクフルトやダブリンが、ロンドンを代替できるとは考えにくい。このため、ロンドンが国際金融センターの地位を確保し続ける可能性が高い。

これまで見てきたように、英国離脱は歴史の必然である。そして、離脱の影響は、想定以上に大きくなるおそれがある。かつて、1992年ポンド危機は世界を震撼させる通貨危機となったこともある。さらに、ロンドンの国際金融センターの地位が揺らぐことも否定できない。よって、歴史、宗教を理解して上で、今後も欧州の動向に注目していく必要がある。

(注1) John C. Coffee, "The Future as History : The Prospects for Global Convergence in Corporate Governance and Its Implications", Columbia Law School Center for Law and Economic Studies

---

Working Paper No. 144, February 1999

- (注2) Credit Suisse, “Global Wealth Report 2018”  
October 2018, p.9
- (注3) Court of Justice of the European Union, “The  
United Kingdom is free to revoke unilaterally the  
notification of its intention to withdraw from the  
EU”, December 10, 2018C
- (注4) 中島健二「中世西欧の高利禁止法に関する一  
考察. 一そのねらいは何だったのか一」(金沢大学  
経済論集32巻、1995年3月25日) 78頁参照。
- (注5) Ron Harris, “The Formation of the East India  
Company as a Cooperation – Enhancing Institution”,  
December 2005, p. 8.
- (注6) サイモン・ジェイムス・バイスウェイ「ロン  
ドン金市場の金融史研究、1600 – 2004年 – とくに  
両大戦間期に関して一」(東北学院大学経済学論集  
第177号、2011) 196頁参照。
- (注7) 松川周二「金本位制・国際通貨制度とケイン  
ズ」(立命館経済学56巻特別号8、2007年10月) 53  
頁参照。
- (注8) 黒田晁生「欧州諸国の金融システム：英仏独  
の中央銀行と欧州中央銀行 (ECB)」(明治大学社  
会科学研究科紀要第42巻第1号、2003年10月) 240  
頁参照。
- (注9) 日本銀行金融研究所ウェブサイト『金融研究』  
巻頭エッセイ第3シリーズ「貨幣に見る近代日本  
金融史」3 – 2 金本位制の確立」
- (注10) 犬飼重仁「欧州に学ぶ市場法規制システムの  
理念とイノベーション」、『包括的、横断的市場法  
制のグランドデザイン3 海外事例編』(総合研究開  
発機構、2005年) 23頁参照。
- (注11) Z/Yen Group, “The Global Financial Centres  
Index 24”, September 2018

